

◎平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

(平成一九年三月三十一法律第二五号)

一、提案理由 (平成一九年二月二七日・衆議院財務金融委員会)

○尾身国務大臣 ただいま議題となりました平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び特別会計に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案について御説明申し上げます。

平成十九年度予算におきましては、税収が増加する中においても、徹底した歳出削減方針を貫き、多くの経費を平成十八年度当初予算より減額し、一般歳出の増加をできる限り抑制いたしました。

この結果、新規国債発行額について、平成十八年度当初予算に比べ、過去最大の四兆五千四百十億円の減額を実現しましたが、我が国の財政状況は引き続き厳しい状況となっており、特例公債の発行等の措置を講ずることが必要であります。

本法律案は、厳しい財政事情のもと、平成十九年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び年金事業等の事務費に係る負担の特例に関する措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、平成十九年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができることとするなどの特例措置を定めております。

第二に、平成十九年度において、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国等の負担を抑制するため、国民年金法、特別会計に関する法律及び国家公務員共済組合法の特例を設けることとしております。

…………… (略) ……………

以上が、平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案及び特別会計に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告 (平成一九年三月六日)

○伊藤達也君 ただいま議題となりました各案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案は、平成十九年度の財政運営を適切に行うため、公債の発行の特例に関する措置及び年金事業等の事務費に係る国等の負担の特例に関する措置を定めるものであります。

……………（略）……………

以上の各案のうち、公債発行特例法案及び所得税法等改正案は去る二月二十日、特別会計法案は二十二日当委員会に付託されました。二十七日各案について尾身財務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十八日から質疑に入り、三月二日質疑を終局いたしました。次いで、順次採決いたしましたところ、各案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告（平成一九年三月二三日）

○家西悟君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案は、平成十九年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び年金事業等の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置を定めようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、プライマリーバランスの黒字化の見通しとそのための施策、金利上昇局面における今後の国債管理施策の在り方、国の貸借対照表に係る責任の所在、税制の抜本改革に向けた政府の取組、減価償却制度の見直しによる経済効果、中小企業の円滑な事業の承継に向けた税制の拡充策等、熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して尾立源幸委員、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、それぞれ両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。